

毎月勤労統計調査について

令和 2 年5月28日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

平成16年から平成23年までの遡及推計について

推計工程の概要（実数集計）

推計作業の実施状況は以下のとおり。

I 実数集計

- (1) 平成16年新1月分から平成16年12月分調査の従来集計（産業分類の付け替え）
- (2) 平成16年新1月分から平成18年12月分調査の再集計
- (3) 平成19年新1月分から平成21年旧1月分調査の再集計（抽出替えの対応）
- (4) 平成21年新1月分から平成21年12月分調査の再集計（抽出替えの対応）
- (5) 平成22年1月分から平成23年1月分調査の再集計（産業分類変更の対応）

「東京都」と「東京都以外」の産業別の抽出率逆数が同一であっても、集計プログラムにおいて、抽出率逆数を産業別に算定する必要があることが判明したことから、すでに推計を行っている東京都の500人以上、東京都の100～499人、東京都の30～99人、東京都以外の100～499人及び東京都以外の30～99人に加えて、新たに全国の100～499人及び30～99人について、追加して抽出率逆数の推計を行った。（5頁参照）

- (6) 平成23年2月分から平成24年旧1月分調査の再集計（雇用保険データによる補正実施）
- (7) 平成16年新1月分から平成24年旧1月分の再集計のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

II 実数推計の検証作業

- (8) 調査票データの確認できない平成19年旧1月分調査の実数の推計
- (9) 実数推計結果の検証
 - a 産業、事業所規模別の母集団労働者数の確認、母集団補正（補正率等）の検証
 - b 産業、事業所規模別抽出替え時のギャップ率の確認

（平成19年新旧1月分調査、平成21年新旧1月分調査及び平成24年新旧1月分調査のギャップ率）

- (10) 調査産業計に影響しない単位集計産業区分について上記Ⅰ（1）の検証（平成16年1月分から12月分）
- (11) 調査産業計に影響しない単位集計産業区分について平成16年新1月分から平成24年旧1月分の再集計・確認

推計工程の概要（2015年基準指数）

III 2015年基準の指数作成

（1）平成16年1月分調査から平成23年12月分調査の実数集計の結果から平成27（2015）年を100とする暫定指数を作成。

（2）雇用指数

- a 平成13年事業所・企業統計調査と平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成16年新1月分調査から平成18年9月分調査まで
- b 平成18年事業所・企業統計調査と平成21年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成18年10月分調査から平成21年6月分調査まで
- c 平成21年経済センサス基礎調査と平成26年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成21年7月分調査から平成23年12月分調査まで
- d 平成16年新1月分調査から平成23年12月分調査のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

暫定指数を作成し、プログラムにより雇用指数のギャップ修正を行い、数値のチェックを行ったところ、上記b及びcの期間の検証において差違が見られたため、Ⅰ（4）の作業に戻って確認を行い、実数集計プログラムの修正を行っているところ。

（3）賃金・労働時間指数

- a 平成19年1月分調査の抽出替えに伴う指数の修正を実施
指数作成開始時点から平成15年12月分までの指数について、平成19年1月分調査の従来公表値の新旧のギャップ率の逆数で平行移動して、当時行ったギャップ修正前の状態に戻した後、指数作成開始時点から平成18年12月分調査までの指数を平成19年1月分調査の再集計後の新旧のギャップ率で平行移動して修正する。
- b 平成21年1月分調査の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成19年2月分調査から平成20年12月分調査までの指数をギャップ修正する。
- c 平成24年1月分調査の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成21年2月分調査から平成23年12月分調査までの指数をギャップ修正する。
- d 平成16年新1月分調査から平成23年12月分調査のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）

（4）季節調整済み指数の作成

（5）推計結果の検証

- a 平成16年1月分調査から平成24年1月分調査のギャップ修正後指数による前年同月比等の検証
- b 平成16年1月分調査から平成24年1月分調査のギャップ修正後指数による季節調整済み指数（前月比）等の検証
- c 検証結果により実数の推計方法やギャップ修正方法の検討を行い、Ⅱ及びⅢの作業を再度実施する。

推計工程の概要（2005年基準指数）

IV 2005年基準の指数作成

- (1) 平成16年1月分調査から平成21年12月分調査の実数集計の結果から平成17（2005）年を100とする暫定指数を作成。
- (2) 雇用指数
 - a 平成13年事業所・企業統計調査と平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成16年新1月分調査から平成18年9月分調査
 - b 平成18年事業所・企業統計調査と平成21年経済センサス基礎調査によるベンチマーク間のギャップ修正
平成18年10月分調査から平成21年6月分調査
 - c 平成16年新1月分から平成21年6月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）
- (3) 賃金・労働時間指数
 - a 平成19年1月分調査の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
指数作成開始時点から平成15年12月分までの指数について、平成19年1月分調査の従来の公表値の新旧のギャップ率の逆数で平行移動して、当時行ったギャップ修正前の状態に戻した後、指数作成開始時点から平成18年12月分調査までの指数を平成19年1月分調査の再集計後の新旧のギャップ率で平行移動して修正する。
 - b 平成21年1月分調査の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施
平成19年2月分調査から平成20年12月分調査までを実施する。
 - d 平成16年新1月分から平成20年12月分のギャップ修正のダブルチェック（プログラムミスや利用するデータの誤りを防止するために別途PCにより計算結果の確認を実施）
- (4) 推計結果の検証
 - a 平成16年1月分調査から平成20年12月分調査のギャップ修正後指数による前年同月比等の検証
 - b 検証結果により実数の推計方法やギャップ修正方法の検討を行い、II～IVの作業を再度実施する。

平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数について

(統計委員会におけるこれまでの経緯)

- ・ 第134回統計委員会（平成31年3月18日）の統計委員会担当室提出資料において、産業分類を
 - (1) 新旧の産業分類範囲がほぼ同一と見なせる産業
 - (2) 新旧の産業分類の範囲は異なるが、組換え対象となる産業はいずれも抽出率が同一である産業
 - (3) 新旧の産業分類は異なり、かつ、組換え対象となる産業の抽出率が同一ではない産業の3つのタイプに区分し、(3)については、産業分類を組み替えて抽出率の推計が必要と整理。
- ・ 第136回統計委員会（平成31年4月26日）の統計委員会担当室提出資料において、30～99人事業所規模及び100～499人規模事業所については、平成21年時点の「東京都」と「東京都以外」の産業別の抽出率が同一であれば、抽出率逆数による復元は不要と提案。
- ・ 第136回統計委員会（平成31年4月26日）の厚生労働省提出資料において、ここまでの議論を踏まえ、500人以上規模事業所で8産業（注）、100～499人規模事業所で2産業、30～99人規模事業所で2産業において組換えの検討が必要と報告。
- ・ 第141回統計委員会（令和元年9月30日）の厚生労働省提出資料において、上記産業・規模について抽出率逆数の組換えの検証結果を報告。
注）精査した結果、500人以上規模で10産業の組換えが必要。

(課題と対応（案）)

上記の方針を基に推計を行っているが、集計に用いるプログラムを確認したところ、産業、規模、地域（東京、東京以外の2区分）別の抽出率逆数を用いており、平成21年時点の「東京都」と「東京都以外」の産業別の抽出率が同一であっても抽出率逆数の算定が必要となる産業が一部あることが判明した。

ただし、東京都と東京都以外の産業別の抽出率逆数が同じであることから、地域を分けずに全国の区分で抽出率逆数を算定することとし、昨年度、統計委員会で議論いただいていた新産業分類の抽出率逆数の推計方法と同様な手法により、次表のとおり抽出率逆数の推計を行った。

新産業分類の抽出率逆数（全国・100～499人 追加推計）

<全国・100～499人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E16_17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	F17(F174を除く)	化学工業<化学繊維を除く>	92.9	20.308	19.345
		F18	石油製品・石炭製品			
E27	業務用機械器具製造業	F26	一般機械器具製造業	87.0	16.400	11.111
		F31	精密機械器具製造業			
		F32(F328,329)	その他の製造業<武器製造業、他に分類されない製造業>			
E30	情報通信機械器具製造業	F27	電気機械器具製造業	88.7	8.762	8.134
		F28	情報通信機械器具製造業			
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	F21	なめし革・同製品・毛皮製造業	84.5	5.571	4.915
		F31	精密機械器具製造業			
		F32	その他の製造業			
G	情報通信業	H	情報通信業	72.7	16.000	16.016
		Q80(Q809)	その他の専門サービス業			
I-1(I50～I55)	卸売業（I50～I55）	J-1	卸売業	81.3	36.000	36.084
		P	複合サービス業			
L	学術研究・専門・技術サービス業	P	複合サービス事業	75.0	15.895	10.088
		Q80	専門サービス業			
		Q81	学術・開発研究機関			
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			
MS(M76,77)	その他の宿泊業	J-2	小売業	52.9	9.185	5.443
		M	飲食店、宿泊業			
N	生活関連サービス業、娯楽業	O	教育・学習支援業	70.1	5.574	5.470
		Q84	娯楽業			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			
O	教育、学習支援業	O	教育、学習支援業	89.0	16.000	15.956
		Q90	その他の事業サービス業			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			
R92	その他の事業サービス業	P	複合サービス事業	75.0	31.091	30.208
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			
RS(R88-90,93-95)	その他のサービス業（他に分類されないもの）	Q85	廃棄物処理業	87.8	4.950	4.842
		Q86,87	自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			

新産業分類の抽出率逆数（全国・30～99人 追加推計）

<全国・30～99人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E16_17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	F17(F174を除く)	化学工業＜化学繊維を除く＞	86.1	25.226	24.445
		F18	石油製品・石炭製品			
E27	業務用機械器具製造業	F26	一般機械器具製造業	75.9	36.364	21.986
		F31	精密機械器具製造業			
		F32(F328,329)	その他の製造業＜武器製造業、他に分類されない製造業＞			
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	F27	電気機械器具製造業	82.0	24.000	24.033
		F29	電子部品・デバイス製造業			
E30	情報通信機械器具製造業	F27	電気機械器具製造業	75.6	4.000	4.099
		F28	情報通信機械器具製造業			
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	F21	なめし革・同製品・毛皮製造業	74.1	9.023	9.076
		F31	精密機械器具製造業			
		F32	その他の製造業			
G	情報通信業	H	情報通信業	70.1	64.000	63.744
		Q80(Q809)	その他の専門サービス業			
H	運輸業，郵便業	H(H37)	通信業	81.0	127.059	128.000
		I	運輸業			
I-1(I50～55)	卸売業（I50～I55）	J-1	卸売業	78.0	128.000	127.645
		P	複合サービス業			
I-2(I56-61)	小売業（I56～I61）	J-2	小売業	76.7	192.000	191.900
		P	複合サービス業			
L	学術研究・専門・技術サービス業	P	複合サービス事業	75.0	25.942	21.915
		Q80	専門サービス業			
		Q81	学術・開発研究機関			
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			
MS(M76,77)	その他の宿泊業	J-2	小売業	56.8	54.072	50.718
		M	飲食店，宿泊業			
N	生活関連サービス業,娯楽業	O	教育・学習支援業	63.9	53.628	48.293
		Q84	娯楽業			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			
O	教育，学習支援業	O	教育,学習支援業	91.7	256.000	255.919
		Q90	その他の事業サービス業			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			
R92	その他の事業サービス業	P	複合サービス事業	67.9	61.474	57.928
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			
RS(R88-90,93-95)	その他のサービス業（他に分類されないもの）	Q85	廃棄物処理業	87.3	25.589	25.667
		Q86,87	自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			

(参考)

平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数

- 平成21年1月の抽出替えは旧産業分類（平成14年3月改訂）により抽出を行い、平成21年については、旧産業分類ベースで集計を行っている。
- 平成22年、23年については、旧産業分類を新産業分類（平成19年11月改訂）に組み替えて集計していることから、推計を実施するために、平成21年の抽出替え時点における新産業分類ベースの抽出率逆数を算定する必要がある。
- 新産業分類で抽出率を算定している41の抽出産業区分において、規模、地域（東京都と東京都以外）ごとに抽出率逆数が異なる旧産業分類を含み、組替えの検討が必要と考えられる産業について、旧産業分類の抽出率逆数を事業所数で按分することにより、新産業分類ベースの抽出率逆数を算定する。

按分計算に用いる事業所数としては、以下の2つを用いることが可能。

- (A)「毎月勤労統計調査」の調査票情報から得られる調査事業所数
 - (B)「平成18年 事業所・企業統計調査」の調査票情報から得られる事業所数に旧産業分類ベースの抽出率を乗じて（抽出率逆数で除して）算出される事業所数
- 平成22年1月分調査において、新産業分類の全国の中産業分類の回収率が80%以上の産業分類では、毎月勤労統計調査の調査票情報を使った推計結果を、80%未満の産業分類では、事業所・企業統計調査の調査票情報を使った推計結果を用いて抽出率数を算定することとした。

注) 下線は今回付加した。

(参考)

第141回統計委員会(令和元年9月30日)資料4-2「毎月勤労統計調査について」(厚生労働省提出資料)抜粋(体裁等修正)

新産業分類の抽出率逆数（東京都・500人以上）

<東京都・500人以上>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 調査票情報を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E11	繊維工業	F11	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	93.8	2.000	1.333
		F12	衣服・その他の繊維製品製造業			
		F17(F174)	化学工業＜化学繊維＞			
		F22(F226)	窯業・土石製品製造業＜炭素・黒鉛製品製造業＞			
E16_17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	F17(F174を除く)	化学工業＜化学繊維を除く＞	91.8	2.000	1.778
		F18	石油製品・石炭製品			
E27	業務用機械器具製造業	F26	一般機械器具製造業	87.9	1.333	1.333
		F31	精密機械器具製造業			
		F32(F328,329)	その他の製造業＜武器製造業、他に分類されない製造業＞			
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	F27	電気機械器具製造業	93.1	1.000	1.000
		F29	電子部品・デバイス製造業			
G	情報通信業	H	情報通信業	84.1	4.000	3.977
		Q80(Q809)	専門サービス業（他に分類されないもの）＜その他の専門サービス業＞			
H	運輸業、郵便業	H(H37)	情報通信業＜通信業＞	80.5	1.120	1.030
		I	運輸業			
I-1(I50～I55) (※)	卸売業（I50～I55）	J-1	卸売業	83.9	1.969	1.979
		P	複合サービス事業			
L	学術研究・専門・技術サービス業	P	複合サービス事業	84.7	1.625	1.899
		Q80	専門サービス業			
		Q81	学術・開発研究機関			
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			
N	生活関連サービス業,娯楽業	O	教育・学習支援業	69.2	1.000	1.077
		Q84	娯楽業			
		QS	その他のサービス業（他に分類されないもの）			
R92（※）	その他の事業サービス業	P	複合サービス事業	79.6	1.917	2.000
		Q89	広告業			
		Q90	その他の事業サービス業			

※I-1、R92は第141回提出資料に追加した2産業。

(参考) 新産業分類の抽出率逆数（東京都・100～499人、東京都・30～99人、
東京都以外・100～499人、東京都以外30～99人）

<東京都・100～499人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E11	繊維工業	F11	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	82.0	3.000	3.805
		F12	衣服・その他の繊維製品製造業			
		F17(F174)	化学工業＜うち化学繊維＞			
		F22(F226)	窯業・土石製品製造業<炭素・黒鉛製品製造業>			
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	76.2	－	2.000
		F15	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			

<東京都・30～99人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E11	繊維工業	F11	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	78.1	16.000	22.257
		F12	衣服・その他の繊維製品製造業			
		F17(F174)	化学工業＜うち化学繊維＞			
		F22(F226)	窯業・土石製品製造業<炭素・黒鉛製品製造業>			
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	93.3	12.000	12.000
		F15	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			

<東京以外・100～499人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E11	繊維工業	F11	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	82.0	4.870	4.276
		F12	衣服・その他の繊維製品製造業			
		F17(F174)	化学工業＜うち化学繊維＞			
		F22(F226)	窯業・土石製品製造業<炭素・黒鉛製品製造業>			
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	76.2	4.000	4.037
		F15	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			

<東京都以外・30～99人>

新産業分類		旧産業分類		提出率	毎月勤労統計調査の 個票を利用	事業所・企業統計調査 の調査票情報を利用
E11	繊維工業	F11	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	78.1	26.667	26.124
		F12	衣服・その他の繊維製品製造業			
		F17(F174)	化学工業＜うち化学繊維＞			
		F22(F226)	窯業・土石製品製造業<炭素・黒鉛製品製造業>			
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	93.3	24.000	24.000
		F15	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			